

鈴鹿市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 2 0 号

鈴鹿市消防団規則の一部を改正する規則

鈴鹿市消防団規則（平成 2 6 年鈴鹿市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前												
（機能別団員） 第 5 条の 2 条例第 3 条の 2 第 1 項に規定する機能別団員は、大規模災害対応団員、<u>H i まわり団員</u>及び学生団員とする。 2 条例第 3 条の 2 第 3 項に規定する市長が定める特定の事務は、次の各号に掲げる機能別団員の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。 （1） 略 （2） <u>H i まわり団員</u>及び学生団員 次に掲げる事務 ア・イ 略 別表第 1 （第 2 条関係） <table><tr><td>方面隊</td><td>分団</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>第 6 方面隊</td><td>飯野分団 河曲分団 神戸分団</td></tr></table> 別表第 2 （第 3 条関係）	方面隊	分団	略	略	第 6 方面隊	飯野分団 河曲分団 神戸分団	（機能別団員） 第 5 条の 2 条例第 3 条の 2 第 1 項に規定する機能別団員は、大規模災害対応団員及び学生団員とする。 2 条例第 3 条の 2 第 3 項に規定する市長が定める特定の事務は、次の各号に掲げる機能別団員の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。 （1） 略 （2） 学生団員 次に掲げる事務 ア・イ 略 別表第 1 （第 2 条関係） <table><tr><td>方面隊</td><td>分団</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>第 6 方面隊</td><td>飯野分団 河曲分団 神戸分団 <u>H i まわり分団</u></td></tr></table> 別表第 2 （第 3 条関係）	方面隊	分団	略	略	第 6 方面隊	飯野分団 河曲分団 神戸分団 <u>H i まわり分団</u>
方面隊	分団												
略	略												
第 6 方面隊	飯野分団 河曲分団 神戸分団												
方面隊	分団												
略	略												
第 6 方面隊	飯野分団 河曲分団 神戸分団 <u>H i まわり分団</u>												

分団名等	消防団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
団本部	1	6					<u>65</u>
略	略						
神戸分団			略	略	略	略	略

別表第3（第15条関係）

区分		制式
略		略
分団旗	略	略

分団名等	消防団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
団本部	1	6					<u>50</u>
略	略						
神戸分団			略	略	略	略	略
<u>H i ま</u> <u>わり分</u> <u>団</u>			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>11</u>

別表第3（第15条関係）

区分		制式
略		略
分団旗	略	略
女性分団旗	<u>生地</u>	<u>本絹塩瀬あわせ地</u>
	<u>地色</u>	<u>赤</u>
	<u>団き章</u>	<u>白地縁紺染め</u>
	<u>文字</u>	<u>鈴鹿市消防団女性分団</u> <u>（白色の染め抜き）</u> <u>大きさ 50ミリメートル、位置 旗竿側</u>
	<u>フレンジ</u>	<u>金茶真田付き棒フレンジ9センチメートル</u>
	<u>大きさ</u>	<u>縦 72センチメートル、横 98センチメートル</u>

					<u>竿</u>	<u>素材</u>	<u>プラ消防10センチメー</u>
					<u>頭</u>		<u>トル</u>
						<u>仕上げ</u>	<u>金塗り</u>
					<u>旗竿</u>		<u>黒塗り千段巻き</u>
							<u>ニッケル金具付き</u>
						<u>長さ</u>	<u>180センチメー</u>
							<u>トル</u>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。